

介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、訪問看護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名	医療法人 大泉会
代表者氏名	理事長 佐々木 徳之
所在地 (連絡先)	大阪府堺市西区北条町 1 丁 2 番 3 1 号 電話 072-278-2921 F A X 072-278-2925

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	いずみ訪問看護ステーション
-------	---------------

介護保険指定	大阪府指定
事業者番号	N o . 2766390039
事業所所在地	大阪府堺市西区北条町 1-2-31
連絡先	電話；072-276-5505
相談担当者名	FAX；072-276-5525 担当者 土屋 和恵
事業所の通常 事業実施地域	堺市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人大泉会が開設するいずみ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定介護予防訪問看護（以下「介護予防訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供する事を目的とします。
運営方針	当ステーションの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において自立

	した日常生活を営むことができるよう心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
--	---

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から金曜日 祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）は除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 電話等により、24時間連絡が可能な体制を取るものとします。

(4) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）は除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(5) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	保健師又は看護師	1人		1人

サービス従事者	看護師・保健師・准看護師	看護師常 勤換算法 にて 2. 5人以上
	理学療法士等	必要人数以上

3 提供するサービスの内容と利用料

(1) サービスの内容

下記サービスの内容の中から、訪問看護計画に基づき、指定された時間帯にサービスを提供するものとします。

- ・病状、障害の観察
- ・清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・食事及び排泄等日常生活の世話
- ・褥創の予防、処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル等の管理

・その他医師の指示による医療処置

(2) サービス利用料金

{介護保険が適応される場合}

① サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次

の金額となります。なお、下記金額には、介護保険法令に定める地域別加算

(1070/1000) を乗じています。

※実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生することがありま

す。

* 表 1	報酬単位	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	303 単位	3,242 円	324 円	648 円	972 円
20 分以上 30 分未満	451 単位	4,825 円	482 円	964 円	1,446 円
30 分以上 1 時間未満	794 単位	8,495 円	849 円	1,698 円	2,547 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 単位	11,663 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 単位	6,420 円	640 円	1,280 円	1,920 円
特別管理加算Ⅰ	500 単位	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算Ⅱ	250 単位	2,675 円	268 円	536 円	804 円
退院時共同指導加算	600 単位	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
ターミナルケア加算	2,500 単位	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円

初回加算Ⅰ	350 単位	3,745 円	375 円	750 円	1,125 円
初回加算Ⅱ	300 単位	3,210 円	321 円	642 円	963 円

- ・ 担当のサービス従事者が准看護師の場合には、そのサービス利用料金は上記金額の 90%となります。

- ・ 通常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、1 回のサービスにつき、次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（午前 6 時～午前 8 時） ：25%

夜間（午後 6 時～午後 10 時） ：25%

深夜（午後 10 時～午前 6 時） ：50%

- ② 病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業の看護師が初回の指定介護予防訪問看護を実施した場合には初回加算Ⅰ、当日以外の初回の指定介護予防訪問看護を実施した場合には初回加算Ⅱを算定します。

- ③ 緊急時訪問看護加算は、事業所が利用者又はその家族に対して 24 時間の連絡体制を取り計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理の体制が行われている場合において、利用者の同意を頂いた上で上記料金が加算されます。

④ 特別管理加算は、以下の該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合において、上記料金が加算されます。

・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理

在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導

尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅

肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理、在宅麻薬等注射指導管

理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与管理を受けている状態。

・気管カニューレ、ドレンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態。

・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。

④ 公的介護保険が適用される場合には、* 表 1 中のサービス利用料金から保険給付額を差し引いた利用者負担額を利用者に負担頂きます。但し、給付限度額を超えた分のサービス利用料金は、全額利用者に負担頂きます。

⑤ 給付制限を受けた場合、居宅サービス計画を作成していない場合、その他償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を利用者に負担頂きます。なお、利用者は、事業者が発行する領収書及びサービス提供証明書を保険者（市町村）の窓口に提示し市町村に承認された場合には、利用者負担額を除いた金額が払い戻しされます。

{医療保険が適用される場合}

- ① 利用者が末期がんや難病患者等である場合又は急性増悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われ、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金を利用者に負担頂きます。
- なお、負担額は、下記表中のサービス利用料金から利用者の医療保険給付額を差し引いた金額となります。

* 表 2		医療保険
		サービス利用料金
訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円
訪問看護基本療養費Ⅱ	週 3 日まで	2,780 円
	週 4 日以降	3,280 円
訪問看護基本療養費Ⅲ		8,500 円
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円

難病等複数回訪問加算（１日２回目）		4,500 円
難病等複数回訪問加算（１日３回目以降）		8,000 円
24 時間対応体制加算		6,800 円
ターミナルケア療養費		25,000 円
特別管理加算	重症度が高い	5,000 円
	上記以外	2,500 円
長時間訪問看護加算		5,200 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000 円
後期高齢者終末期相談支援療養費		2,000 円
訪問看護情報提供療養費		1,500 円
退院支援指導加算		8,000 円
退院時共同指導加算（退院・退所時 1～2 回）		6,000 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780 円
緊急訪問看護加算	月 14 日まで	2,650 円
	月 15 日目以降	2,000 円

② 訪問看護基本療養費Ⅰは通常の訪問（30 分～1 時間 30 分）です。

③ 訪問看護基本療養費Ⅱは同一建物同一日に訪問した日の算定です。

④ 訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中に退院後指定訪問看護を受けようとする方が、一時的な外泊に当たり、指定訪問看護が必要と認められ、実施した場合に算定されます。

⑤ 24 時間対応体制加算は、事業所が利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応できる体制を取っている場合に、上記料金が加算されます。

⑥ 重傷者管理加算は、以下の該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合において、上記料金が加算されます。

- ・重症度が高い：在宅悪性腫瘍者管理指導・在宅気管切開管理指導を受けている気管カニューレ・留置カテーテルを使用している

- ・上記以外：特別管理加算在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅患者訪問点滴注射指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超えた褥瘡の状態

⑦ 情報提供療養費は、利用者に対してより有益な総合的な在宅療養を推進するために、利用者の居住地を管轄する市町村に対して、利用者へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、利用者の同意を頂いた上で上記料金が加算されます。

⑧ 老人退院時共同指導加算は、保険医療機関や介護老人保健施設の退院又は退所時に、利用者やその家族に対して、当事業所の看護師等が入院又は入所施設の主治医等とともに、居宅での療養に関する指導を行った場合に算定されます。

⑨ サービスにつき、公的介護保険又は医療保険が適用される場合には、消費税はかかりません。これに対し、公的介護保険及び医療保険が適用されない場合には、サービス利用料金全額が利用者負担となります。

⑩ 通常の時間帯（８：００～１８：００）以外の時間帯にサービスを提供する場合は、１回のサービスにつき、下記の料金が加算されます。

早朝（６：００～８：００）夜間（１８：００～２２：００） 2,100 円

深夜（２２：００～６：００） 4,200 円

⑪ 介護給付費（介護報酬）又は医療費（診療報酬）の改定があった場合には、当事業所の料金体系は、改定された介護給付費（介護報酬）又は医療費（診療報酬）に準拠するものとします。

（３）その他の利用料

2 時間以上の追加料金（30 分毎）	1,000 円
死後の処置	15,000 円（税別）

4 利用料、その他の利用料の請求および支払い方法

利用料、その他の利用料の請求	ア. 利用料、その他の利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ. 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までにご利用者宛にお届けします。
利用料、その他の利用料の支払い	ア. 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ① 事業者指定口座への振込み ② 現金支払い ③指定の口座より引き落とし お支払いを確認しましたら、必ず領収書を発行いたしますので、保管をお願いします。

利用料、その他の利用料の支払いについて、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 4 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

5 その他の費用について

交通費・キャンセル料に関しては頂いておりません。

サービス提供にあたり、必要となるご利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用はご利用

用者の別途負担になります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者及び住所に変更があった場合には、すみやかに連絡下さい。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合には、利用者の意思をふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定を受けているが居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合、必要と認められるときは、要介護認定の申請に関する必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向をふまえて、「訪問看護計画」を作成します。なお作成した「訪問看護計画」は、利用者又はその家族にその内容を説明いたしますので、確認頂く様お願い致します。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、全て当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止の為に、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者；管理者 土屋 和恵

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

- (5) 介護相談員を受け入れます。

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する方）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (7) 虐待防止について適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催しその結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (8) 虐待の適正化のための指針を整備しています。

- (9) 事業者は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。またその場合には十分な説明と同意を得るとともにその形態及び時間、

その際の利用者の上場並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

8 担当職員

当事業所の担当者は 土屋 和恵（看護師）です。

担当看護師の調整等は、利用者の希望を尊重して調整します。但し、希望に添えない事情も

あることをあらかじめ了承ください

9 秘密の保持と個人情報の保護

ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 緊急時の対応方法

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	TEL
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	TEL

サービス提供中に利用者緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡いたします。

11 事故発生時の対応方法

利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する介護予防訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証明書の携行義務

訪問看護員は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者のご家族

から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

介護予防訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の状況、その置かれている環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 介護予防訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 介護予防訪問看護の実施毎に、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了日より5年間保管します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請

求することが出来ます。

16 衛生管理等

- ② 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。
- ③ 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ④ 事業において感染症が発症し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底します。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 土屋 和恵 (連絡先；072-276-5505)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険適応分）

18 事業計画と財務状況の開示について

当事業所の事業所と財務状況の資料については、開示を希望された場合、所定の用紙に記入していただいた後開示します。

< 業務継続計画の策定について >

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対して業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務計画の見直しを行い必要に応じて業務計画の変更を行います。

19 サービスに対する相談・苦情

サービスに関する相談、苦情については下記の窓口にて対応いたします。苦情については、真摯に受け止め誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保管し常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めます。

(1) サービス提供事業所苦情窓口

苦情受付担当者	当事業所の従事者
苦情解決責任者	当事業所の管理者

相談・受付時間	8：30 時～17：30 時 （休業日は除く）
電話番号	072-276-5505

{苦情対応の基本手順}

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた
対応の実施 ⑤原因究明 ⑥再発防止及び改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終
報告

（２）サービス提供事業所以外の苦情窓口

堺市健康福祉局福祉推進部 介護保険課	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 TEL 072-228-7513
大阪府国民健康保険連合会	大阪府中央区常盤町 1 丁 3-8 中央大通り F NビルTEL 06-6949-5418

* 堺区以外の方は別紙をご参照下さい。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明をいたしました。

事業 者	所在地	〒593-8302 大阪府堺市西区北条町 1 丁 2 番 3 1 号
	法人名	医療法人 大泉会
	代表者名	理事長 佐々木 徳之 印
	事業所名	いずみ訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
家族 又は 代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	